

ノ旨附記スルコト

七 此ノ種經費ニシテ既定額以上ニ増加ヲ要スルモノアル場合ニ於テ

ハ其ノ増加分ニ付テハ一般ノ新規事項トシテ之ヲ要求シ其ノ説明

中ニ第一項ノ要求ト關聯アル旨ヲ明ニシ置クコト

八 此ノ種經費ニシテ既定額ヲ減少スルモノアルトキハ之ヲ要求減ト

ナスコト

九 前各項ニ依ル取扱ハ一般會計ノ外殖民地各特別會計ノ分ニ付テモ

同様トスルコト

第二 爲替相場ノ變動ニ基ク經費ノ増加要求額積算ノ基礎トナル爲

替相場

一 純分比價ニ依リ難キ外國貨幣ノ換算價格ハ例年ノ通り別途公文ヲ

以テ主計局長ヨリ通知スルコト

二 昭和十一年度ノ臨時増給等積算ノ基礎ト爲スヘキ爲替相場ノ支拂

勘定騰貴率ハ本年六七月分ノ臨時増給支給ノ基礎トシテ既ニ通知

濟ニ係ル率ヲ基礎トスルコト

六 昭和十一年度豫算編成方針
七 昭和十一年度豫算編成方針
八 昭和十一年度豫算編成方針
九 昭和十一年度豫算編成方針

秘

昭和十一年度豫算編成方針

我國財政ノ運用狀況ハ今後相當ノ期間毎年多額ノ公債發行ヲ必要

トスル形勢ナルヲ以テ各省ハ此ノ非常時財政ノ情態ニ鑑ミ所管政

務ノ立場ニ備セス全面的ニ事物ノ先後緩急ヲ商量シ依テ以テ豫算

ノ編成ニ一致協力シ公債發行ノ増加ヲ避クルノ緊切ナルヲ念トシ

努メテ左記ノ方針ニ準據スルコト

記

一 各省ハ財政ノ全局ヲ稽ヘ國務ノ緩急ヲ較量スルニ十分ナル考

慮ヲ拂ヒ豫算編成ニ協力スルコト

二 昭和十一年度豫算ニ於テ新ニ發行スヘキ公債ノ額ハ昭和十年

度豫算ニ於テ新ニ發行スヘキ公債ノ額ヨリ昭和十一年度豫算

ニ於ケル歳入ノ自然增收見込額ヲ目安トシテ之カ減少ヲ圖ル

コト

三 近來特別會計ニハ歳入ノ狀況良好ニシテ經理上比較的餘裕ヲ存シ為ニ一般會計トノ間ニ新規經費ノ計上等ニ付テモ彼此均衡ヲ失セントスルモノアルニ顧ミ一般及特別會計相互間ノ調整ニ關シ適當ナル方策ヲ講スルコト

四 各省新規經費ノ要求ハ眞ニ緊急已ムヲ得サル事項ノミニ限り且其ノ金額ヲ出來得ル限り少額ニ止ムルコト

各省ハ既定經費ノ節約ヲ為スト共ニ收入アルモノハ其ノ増加ヲ圖リ新規經費ノ要求ハ出來得ル限り之ニ其ノ財源ヲ求ムコト

臨時部ノ既定經費ニシテ豫メ年限ヲ附セサルモノニ付テハ特ニ此ノ際再檢討ヲ遂ケルコト

各特別會計ノ豫算ニ付テモ當該會計ノ狀況ニ應シ大體右準スルコト

五 各省歳入歳出概算ハ昭和十年七月三十一日限り各特別會計ノ概計ハ昭和十年八月二十日限り之ヲ提出スルコト

特別會計ノ

映畫ニ関スル法律案要綱

名稱

- 映畫法
- 活動寫真法
- 映畫統制法
- 活動寫真統制法
- 映畫取締法
- 活動寫真取締法

要綱

- 一 映畫ノ製作業ヲ許可營業トスルコトノ可否 出版業ノ取締法
- 一 映畫ノ配給業ヲ許可營業トスルコトノ可否
- 一 許可營業トスルトキハ其ノ許可權ハ内務大臣ノ權限トスベキヤ地方長官ノ權限トスベキヤ
- 一 映畫製作所ニ関シ左記事項ヲ規定スルコトノ可否